

議題 1

都市景観形成建築物等の指定について（六角堂）【諮問】

目 次

1. 諮問書（写）
2. 都市景観形成建築物等の指定について（六角堂） 【P. 1～P. 5】
3. 指定書（案）、保全計画（案） 【P. 6～P. 11】

西都テ発第11号
令和3年5月26日
(2021年)

西宮市都市景観・屋外広告物審議会
会長 末包 伸吾 様

西宮市長 石井 登志郎



都市景観形成建築物等の指定および
保全計画の設定について（諮問）

下記物件の「都市景観形成建築物等の指定および保全計画の設定」について、
貴審議会の意見を求めます。

記

施設名称	六角堂
所在地	西宮市今津二葉町4番10号
指定(案)および保全計画(案)	別紙のとおり

以上

議題1 都市景観形成建築物等の指定について(六角堂)【諮問】

1 趣旨

西宮市都市景観条例第18条において、市が都市景観の形成を図るうえで重要な価値があると認める建築物については「都市景観形成建築物等」として指定することができる旨が規定されており、今回今津小学校内に立地する六角堂について、都市景観形成建築物等の指定を行う。

指定にあたり、都市景観形成建築物等については条例第18条において、審議会の意見を聴くことと規定されていることから、今回諮問するものである。

また、本市ではこれまで市景観形成建築物の指定は民間建築物を対象として行ってきたが、公共建築物についても積極的に指定を行うことにより、多くの方に改めて景観的、歴史的な価値について再認識してもらいたいと考え、本建築物の指定を検討するに至った。

2 経緯

兵庫県ヘリテージマネジャーからの推薦があり、令和3年1月22日に兵庫県景観形成重要建造物に指定された。その後、市で検討を行った結果、市景観形成建築物の指定に相応であると判断し、市教育委員会学校管理課、市学校施設保全課と協議を行い、口頭にて同意を得ることができた。

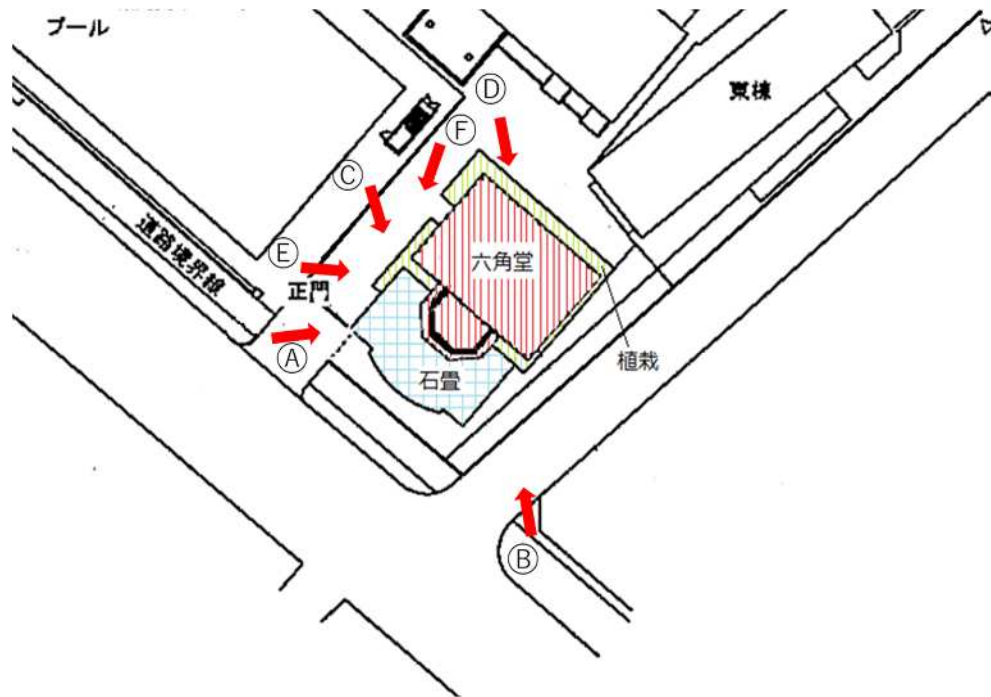
3 保全等に関する事項

市立今津小学校敷地内に立地しているため、今後も修繕等の管理は市の担当部署が行う。同敷地が小学校用途であることを鑑み、景観保全エリアを設定し、当建物の景観に配慮した保全等を行うこととする。詳細については保全計画に記載する。

4 指定までのスケジュール

令和3年	5月	景観・屋外広告物審議会（諮問）
	6月	指定、告示
	7月	指定標識設置

写真資料



写真位置図



①正門外から南面および西面



㊦東側道路から南面および東面



㊦西側から



㊦北側から（建物裏側）



㊧建物周りの植栽（樹木：サルスベリ）

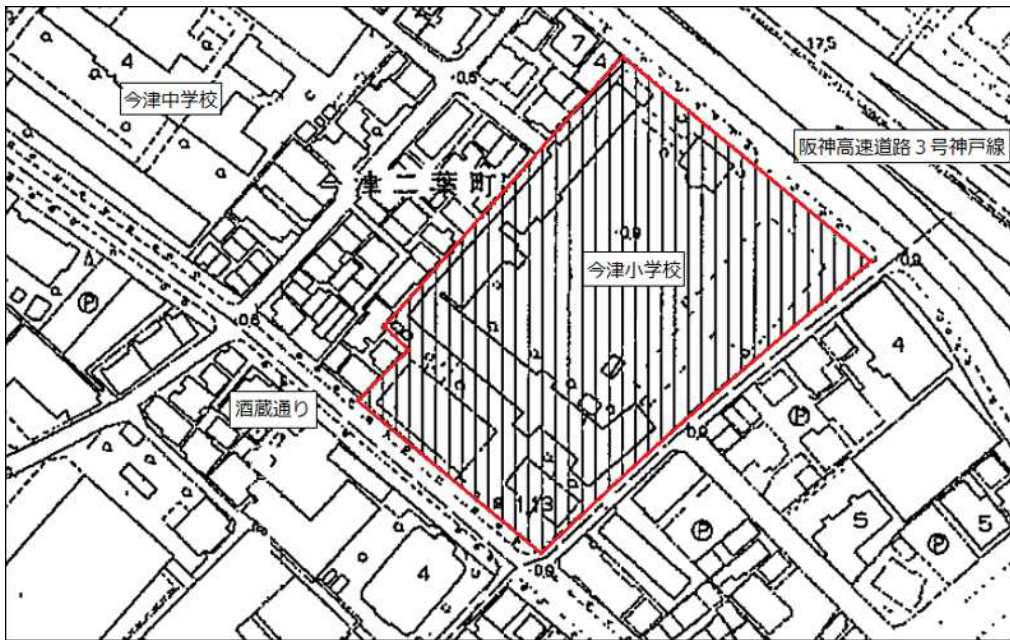


㊦建物前面（正門外植栽：ソメイヨシノ、イロハモミジ、モリシマツツジ、アベリアなど）

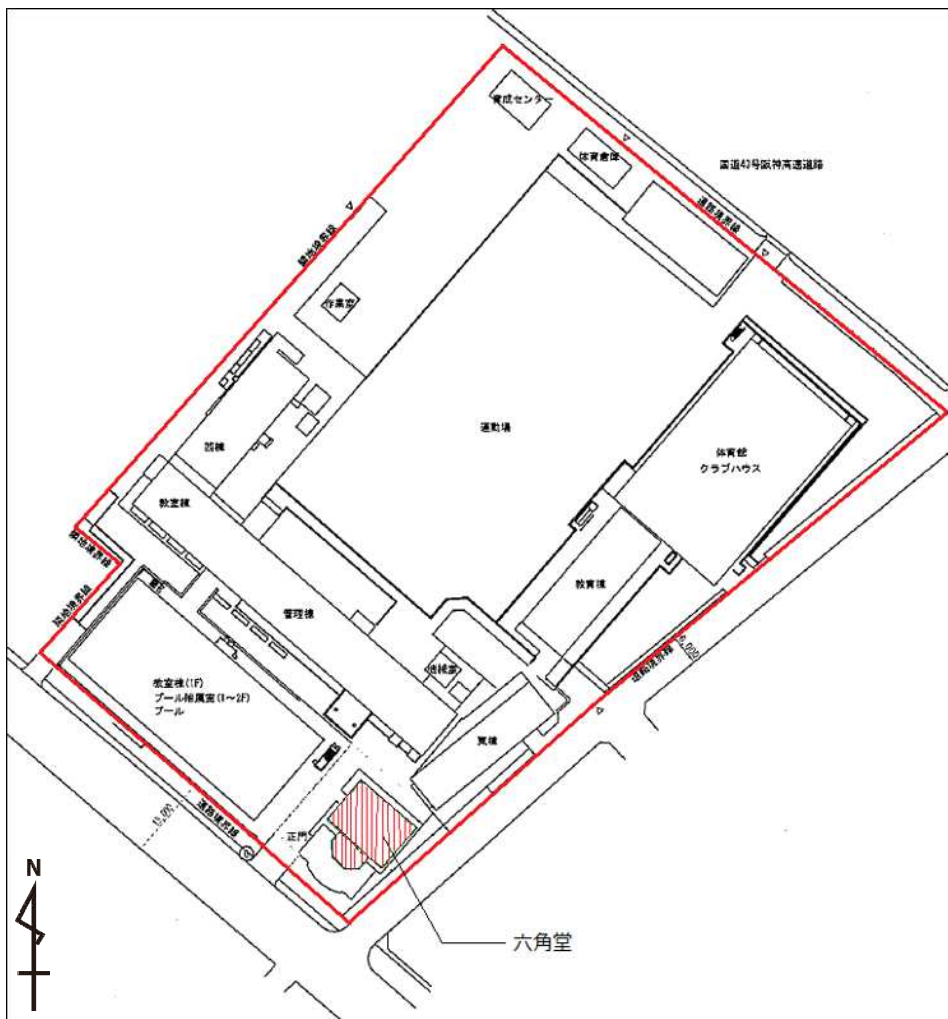
都市景観形成建築物指定 六角堂

所在地	西宮市 今津二葉町4-10
敷地・指定建築物等の概要	<p>●敷地の概要</p> <p>敷地規模：約13,392㎡（今津小学校敷地）</p> <p>配置：酒蔵通り沿いに立地する今津小学校敷地内に建ち、正門東側に、玄関を南面させて配置されている。過去に3度移築され、1997年（平成9年）に現在の位置に移築・改修された。通りから六角形の張り出し望楼を見ることができ、地域のシンボルとなっている。</p> <p>●指定建築物等の概要</p> <p>建築年：1882（明治15）年</p> <p>名称：六角堂</p> <p>構造：木造2階建て</p> <p>建築面積：149.86㎡</p> <p>延べ面積：286.53㎡</p> <p>屋根：・母屋部 寄棟造 棧瓦葺仕上げ ・張出部 宝形 棧瓦葺仕上げ ・頂部 尖塔</p> <p>外壁：下見板張ペンキ塗り仕上げ</p>
指定理由	<p>明治15年に今津小学校校舎として建設され、現存する洋風の小学校建築としては、長野県松本市にある旧開智学校（国宝）に次ぐ歴史的に貴重な建築物である。</p> <p>設計は神戸などで洋風建築を手がけた大工である松本源七とされている。左右対称のデザインで、意匠を凝らした六角形の張り出し望楼を建物正面中央に配して強調しているのは、明治初期の洋風建築の特徴の一つであり、シンボリックな外観を印象付けている。これまでに戦災や震災、3度の移築・改修などを経ているため、建築当初両翼に配された洋風校舎は滅したものの、時代や用途に合わせて内部を改修するなど柔軟な対応で使われ続けた結果、外観はほぼ往時の原型をとどめている。</p> <p>文明開化の流れの中で、新築費用のうち半分以上を地元の寄付で賄うなど地域の教育への熱意が感じられる歴史的貴重性を有しているとともに、学校としての機能を失い、廃止計画が立ち上がっても保存活動が行われるなど地域のシンボルとして住民から愛され続けている。</p> <p>これらの理由から、都市景観形成建築物に指定する。</p>

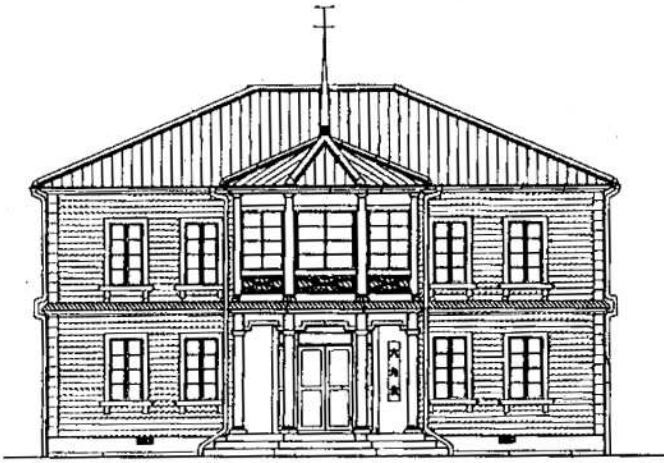
（参考）兵庫県景観形成重要建造物 令和3年1月22日指定



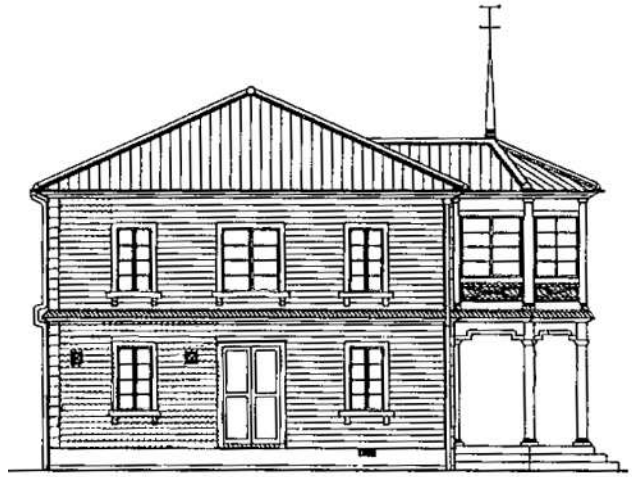
付近見取図



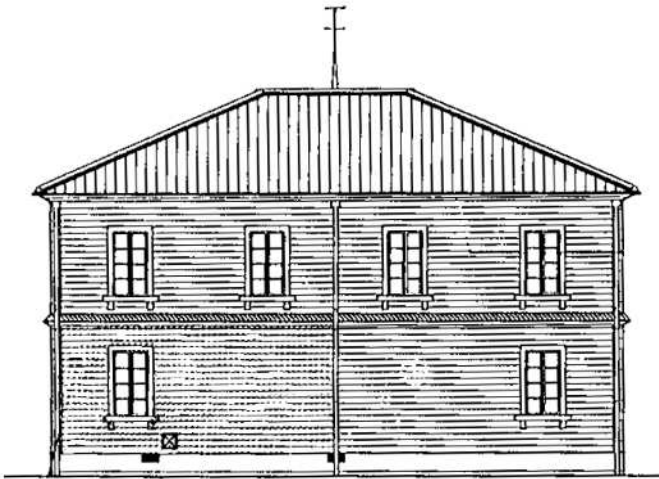
配置図



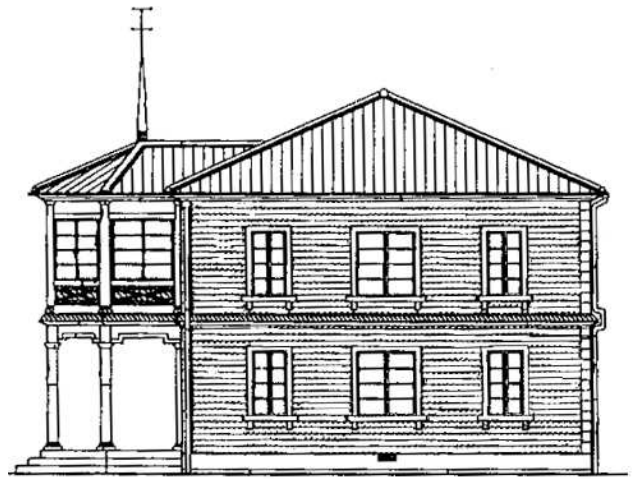
南立面



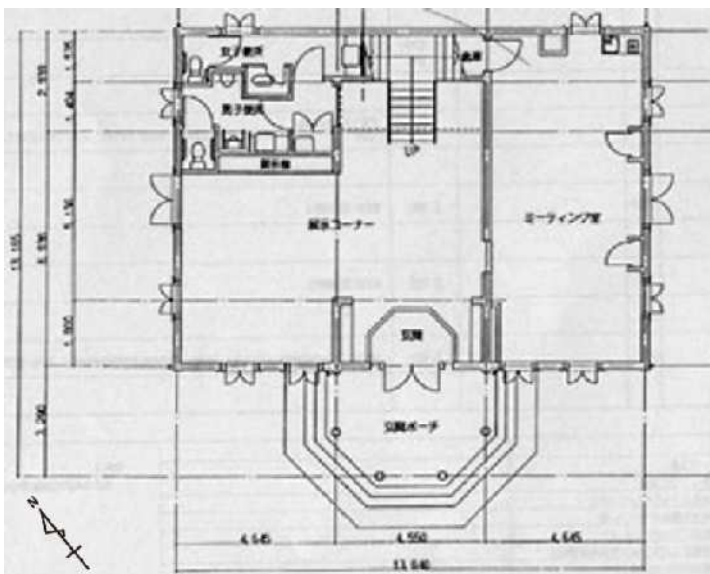
西立面



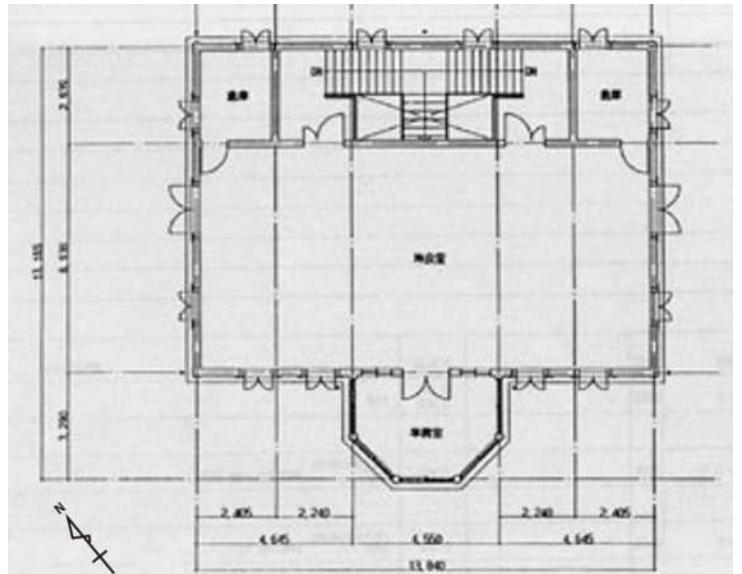
北立面



東立面



1階平面図



2階平面図

都市景観形成建築物指定 六角堂 (写真)



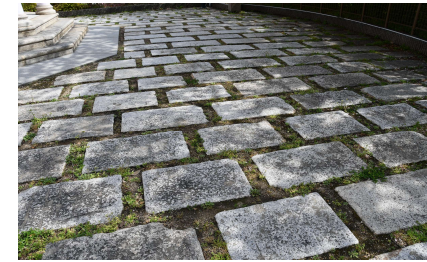
六角形の張り出し望楼



酒蔵通りから見た六角堂



尖塔(方位器)



六角堂前の石畳



桜と六角堂



六角堂 正面入口



縹型付き窓枠



六角堂名板

<p>(1) 保全方針</p>	<p>建物名の由来にもなっている、正面中央に突き出した六角形（正確には八角形の半裁の平面形）の張り出しが特徴で、周辺の道からの視認性も高く、ランドマーク性、シンボル性を有している。</p> <p>張出部の1階は玄関ポーチ、2階は全面にガラス窓を設けて明るい開放的な空間と軽やかな意匠を生み出すなど、堅実なデザインのなかに独自性を感じさせる外観は歴史的にも景観的にも価値がある。</p> <p>地域が長きにわたり誇りとした建物として、現状の外観と周辺外構を良好に保全する。</p>
<p>(2) 指定建築物の外観の意匠・構造・材料等に関する事項</p>	<p>● 以下の意匠等を保全する。</p> <p>構造 ・木造2階建て</p> <p>屋根 ・母屋部 寄棟造 棧瓦葺仕上げ ・張出部 宝形 棧瓦葺仕上げ ・頂部 尖塔</p> <p>外壁等 ・下見板張ペンキ塗り仕上げ</p> <p>開口部 ・繰形付き窓枠</p> <p>その他 ・正面中央の六角形張出部の意匠</p>
<p>(3) 敷地の利用、木竹等に関する事項</p>	<p>● 敷地に関する事項 指定建築物の保全のため、(4) のとおり景観保全エリアを設定する。</p> <p>● 指定建築物以外の建築物等に関する事項 景観保全エリア内に指定建築物以外の建築物等を建築しない。</p> <p>● 木竹等の外構に関する事項 指定建築物と一体に景観を形成している植栽(景観保全エリアの緑色部分)の保護、育成に努める。また指定建築物前の石畳(景観保全エリアの青色部分)の保全に努める。</p>

(4) 景観保全
エリアの指定

- 以下のとおり景観保全エリアを設定する

